

令和3年度第3回大阪府環境審議会野生生物部会
審議事項の表決結果

令和4年2月14日に書面開催した標記部会において、委員定数9名のうち過半数を超える8名から表決書の提出があり、下記のとおり全ての審議事項について可決されましたので、お知らせします。

記

1 審議事項と表決結果

議案	表決結果
(1)第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画(案)について(資料1-1から1-3)	可決
(2)大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第5期)(案)について(資料2-1から2-3)	可決
(3)大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第4期)(案)について(資料3-1から3-3)	可決

2 頂いたご意見の概要

審議事項(1)第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画(案)について

- ・P2「1 鳥獣保護区の指定(2)鳥獣保護区の指定等計画」について、現在、「集団渡来地」として区分されているのは「淀川」と「男里川河口」の2ヶ所だけとなっている。現在埋め立て中の「夢洲」は大阪湾で最も多くの鳥類が集まる場となっており、今後、鳥獣保護区への指定を検討いただきたい。環太平洋の渡り鳥中継地である大阪湾において、シギ・チドリ類及び絶滅危惧種であるコアジサシの保全を目的とした集団渡来地の保護区は必要と考える。
- ・P4「4 鳥獣保護区の整備等(2)整備計画」について、鳥獣保護管理員制度を廃止したことから「整備計画」に記載されている標識の更新や施設の整備、調査、巡視などが滞ることが予想される。通常業務に上乘せすることで対応すると聞いているが、職員の増員ができないのであれば、市町村や民間に外部委託することも考えるべきではないか。
- ・P22「(2)狩猟者の確保及び育成のための対策」の実施に当たっては、必要な財源を確保すべき

審議事項(2)大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第5期)(案)について

- ・P7「図10 森林の下層植生衰退度の分布図」において、衰退度1は、植被率92.5%未満、43.5%以上となっている。計画の進捗管理においては、数値幅が大きく下層植生の回復状況を丁寧に把握しにくいと、衰退度1を衰退度1A(植被率92.5%未満、68.5%以上)、衰退度1B(植被率68.5%未満、43.5%以上)の2つに区分するなど、今後検討いただきたい。
- ・P10 中南部地域へのシカの定着防止について、より具体的な対策と数値目標を立てるべき。

※参考 大阪府環境審議会野生生物部会運営要領(抜粋)

第3条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、これに属する委員、臨時委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。